

社会福祉法人まどか会役員等の報酬及び費用弁償支給規則

平成25年5月27日制定

(目的)

第1条 この規則は当法人の役員等の報酬及び費用弁償の額とその支給方法について定める

(支給対象及び報酬額)

第2条 支給対象及び報酬額は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 理事長が召集した会議に出席した場合、1回につき3,000円
- (2) その他の理事 同上
- (3) 監事 同上
- (4) 理事長が陪席要請した者 同上

(実費弁償)

第3条 旅費、交通費については就業規則に準ずる。

- 2、特別の事情により第1項及び第2項により難しいときは現に要した実費の全部又は1部を実情に応じ理事長が決定し支給する。

(支給日)

第4条 報酬及び費用弁償の支給日は理事長が別に定める。

付則

この規則は平成25年5月27日から施行する。